

佐倉白銀ニュータウン自治会 第 25 回定期総会議事録

1. 日 時：平成 28 年 4 月 24 日(日) 13:00～15:40
2. 場 所：白銀小学校 体育館
3. 会員数：1,162 名（4 月 9 日付け）
出席者 144 名 委任状 944 名 合計 1,088 名 定足数 1/2 以上 《総会成立》
4. 内 容：第 1 号議案から第 12 号議案まですべて承認されました。
議事の内容については以下の通りです。

【第 1 号議案：平成 27 年度事業報告 第 2 号議案：平成 27 年度収支決算報告】

『補足説明及び報告』

- ①許会長：会長・副会長の活動報告 1～10 にて全体的な説明があった。
 - ・地区計画完了、白銀 NT～JR 佐倉バス増便、野良猫問題に対する議会陳情、全街灯 LED 化
 - ・会長以下、活動費の一部を自主返納した。・西集会所リフォームの説明
- ②四釜会計監査：平成 27 年度佐倉白銀ニュータウン自治会における会計監査結果、適正である旨の報告がされた。

『質疑応答と意見』

- ① 中島氏
《質問》白銀 NT～JR 佐倉バス問題について継続事項とされていますが、どのような問題があるのか確認をしたいと思います。
《回答》（許会長）バス会社には増便の願いをしましたが、バス会社の経済的な問題だけではなく運転手の不足問題があり対応できないとの回答を得ている。この問題は佐倉市の町作りの問題にもなっています。今後住民みんなで考えていく必要があります。
- ② 押木氏
《意見》バス問題は、署名からの発議とのことですが、是非、住民のニーズはどの辺にあるのか全体の把握して対応をお願いします。
- ③ 北沢氏
《質問》自治会の銀行預金口座明細について、二銀行に口座を持っていたが、一方を解約した理由はなぜでしょうか。ペイオフを踏まえてお答え頂きたい。また解約した口座の利子の真偽についてお答え頂きたい。
《回答》（佐藤会計委員長）解約した口座の利子は 5 年分となり額 30 万円は正しいものです。
次に総会を開催する上で口座の残高証明書の発行を受け監査を行う必要があります。解約した理由はその証明書の発行が遅いため総会開催に支障を来す事から、現実的な面を鑑み 1000 万円の預金保護を越えるというリスクはあるが、銀行の一本化をしました。

【第 3 号議案：自治会会則・規約等の改正について】

『補足説明』

- ①上野山総務委員長：自治会会則、細則の追加・変更点について説明があった。
 - ・班長会の定足数、役員の資格、再任と任期、会則の改正手続き、経費（活動費）改訂

・活動費提案については、今年度、役員以下は一部自主返納した。

②中島共用施設管理委員長：集会所管理規約改正の概要について説明があった。

従来の管理規約、同細則および使用規則の 3 本立てを、実際の運用状態に合わせて見直し・統合して管理規約と使用規則の 2 本立てにした。また、運用上の種々用紙を添付資料として規約に付記した。

『質疑応答と意見』

① 押木氏

《質問》会長等が 2 年連続で選出されることができるようになるが、その選出プロセスはどのようなのでしょうか。

《回答》（上野山総務委員長）まだ明確にできてはいないが、今後工夫をしていきたい。

② 中島氏

《意見》役員の選出について、会長のなり手がいないというのは、その理由を考えていかねば解決できないと思います。方法としてできるだけ簡素化した活動が必要と考えます。

《質問》集会所使用規則について、共用施設は自治会会員だけのものではなく、白銀住民全員であることから第 5 条（使用者）の修正が必要ではないでしょうか。

《回答》（許会長）修正については会計の分離問題も発生することから次の機会をお願いします。

③ 浅川氏

《意見》会長のなり手がいない事について、この数年の自治会長の業務は地域の活動も加わりものすごく忙しいことが原因ではないかと考えます。今後やり方の改善が必要と思います。

④ 鉄谷氏

《意見》仕事の内容が見えないことが不安を招き、なり手がいない事につながっていると思います。例えば役員を半数ずつ改選し、オーバーラップする方法もあると考えます。

⑤ 大谷氏

《意見》役員の業務削減として、事務局員を設け、会議準備を行わせる方法があると思います。

【第 4 号議案：平成 28 年度事業計画 第 5 号議案：平成 28 年度収支予算】

『補足説明』

①許会長：「I. 従来からの課題と対応」について補足説明が行われた。特に第 3 号議案審議において意見のあった役員・組織について検討する専門委員会について説明がなされた。

②川井田顧問：白銀 NT は 3 月 25 日に地区計画を導入し、佐倉市が運用することとなったが、より確実化するために H28 年度は佐倉市への条例化依頼を計画しています。

『質疑応答と意見』

① 押木氏

《意見》駐車違反の問題、歩道や公園の脇に常時停まっている。警告や警察通報などを望みます。住みよい町作りの観点から、門灯を点けるように自治会運動として願いたい。

② 中島氏

《意見》歩道に乗りあげて駐車しているのを見かける。危険なので回覧で注意して頂きたい。

【第 6 号議案：平成 28 年度役員及び班長の選出】

質疑なし

【第7号議案：平成27年度自主防災組織事業活動報告 第8号議案：平成27年度自主防災組織収支決算報告】

『報告』

- ① 平野会計監査：平成27年度佐倉白銀ニュータウン自主防災組織における会計監査結果、適正である旨の報告がされた。

『質疑応答と意見』

- ① 鉄谷氏

《意見》身のまわりの人を助けるという事から、従来の班分けでは通りの裏まで廻ることになる。通り毎（例えばゴミ当番グループ毎）の班割りの方が活動しやすい。検討をお願いしたい。

《回答》（川井田防災事務局長）検討します。

- ② 押木氏

《意見》世帯数が増えると隣人の顔が見えなくなる。共助の観点からも地域交流をお願いします。

【第9号議案：平成28年度自主防災組織事業計画 第10号議案：平成28年度自主防災組織収支予算】

『補足説明』

- ① 川井田防災事務局長：従前との変更点として、防災訓練に代えて「防災行動マニュアル」を用いた個別訓練を行うことにしました。また、佐倉市が作成している「避難行動要支援者名簿」の提示を受けるため佐倉市と覚え書き締結を計画している。

『質疑応答と意見』

- ① 大谷氏

《質問》防災訓練の参加者が非常に少なくなっています。過去には消防車でアナウンスしていましたが、今後参加者増加に関しどのような方策を考えているかお聞きしたい。

《回答》（川井田防災事務局長）新しいものを取り入れていきマンネリ化を防止していきたい。

（中橋防災委員長）周知については計画段階よりアナウンスし、回覧も行ってきました。当日も騒音の問題にならない範囲にてハンドマイクで行っていました。内容については今後マンネリとならないよう検討する必要があると考えておりました。

- ② 押木氏

《意見》過去、災害担当をしていたが、1年目ではどうしても前にやっていたことをどのように踏襲するかが精一杯となります。そのためマンネリ化するのは否めない事です。例えば災害時の要支援者を登録して頂き、訓練時に救助に行くなどして参加者を増やすのはどうか。

- ③ 中島氏

《意見》要支援者名簿を自主防災組織の方に頂くと言うことになっていますが、いざというときは近所の人が助けに行かねば間に合わないことになるので名簿をいくら作っても、街区の人にわかるようでなければ意味がないと思います。（門に要支援表示するなど）

《回答》（川井田防災事務局長）正しくおっしゃるとおりです。名簿は個人情報である事を踏まえて避難誘導チームで活用しようと思っています。

- ④ 鉄谷氏

《意見》名簿を作成することが、実際に災害が発生したときに本当に役に立つかはよく見えないところです。いざという時名簿を見ていては遅いので、向こう三軒両隣の方々なら要支援

者のことを把握しやすいので、そのような形で築いていく事を望みます。

《回答》(川井田防災事務局長) ご提案として了解しました。安否確認、方法を含めて検討して参りたいと思います。

《補足説明》(許会長) 佐倉市で作ろうとしているリストというものは皆様からご指摘の通り概念的なものです、無視する訳にもいきません。行政からの要請として地域としての責務も発生して参ります。また、いろいろな機関でも防災活動への参加を呼びかけていますがなかなかうまくいっていないのが実情のようです。

⑤ 大谷氏

《意見》もっと前向きな発言を期待します。

⑥ 鉄谷氏

《意見》防災訓練の参加状況はどのようになっているのか。班長は出ているのでしょうか。

《回答》(中橋防災委員長) 班長さんの協力を得つつ実施したが、参加者よりも役員の方が多いのではないかという状況にあります。班長経験者の中には今回も同じ内容であることから参加しなかったということは確かにあったと思います。またご家族にもそろってとお誘いしましたが、参加者の年齢層は高齢者が一番多く、若者が残念な結果となっています。今後、ご近所同士、自助互助のお話しがあったように、このような話も進めていく必要があると思っています。

【第 11 号議案：合同建築協定運営委員会 平成 27 年度事業活動報告】

『質疑応答と意見』

① 押木氏

《質問》去年は調査結果が 100 件位一覧表になっていた。その事例の改善状況についてはどのようになったのでしょうか。名前を挙げている訳ではないので指摘しなければ分からないのではないのでしょうか。

《回答》(許会長) 従来の建築協定では、どのように届け出れば良いかは明確になっていなかった。そのため、勝手な変更が発生していたのは事実です、委員会で管理できていなかった。今後は地区計画に基づき、佐倉市に申請が必要となるので、多少なりとも規制力が働くのではないかと考えます。

【第 12 号議案：合同建築協定運営委員会 平成 28 年度事業計画】

質疑なし

以上